

事務局長	次長	課長	課長補佐	主幹	主査	主任	担当者	決定金額	円
								支給期間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
								処理欄	年 月 / 旬

休業手当金請求書

組合員証記号番号間	—	組合員氏名	
勤務できなかった期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
勤務できなかった理由			
標準報酬月額（短期）	等級	円	請求期間
請求金額		円	年 月 日から 年 月 日まで 日間
根拠規定	地方公務員等共済組合法第70条第 号に該当することを証明する。 年 月 日 職 名 証 明 者 氏 名		
上記のとおり請求します。 和歌山県市町村職員共済組合理事長 様 年 月 日 住 所 請 求 者 氏 名			
上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。 年 月 日 職 名 所属所長 氏 名			

※ 「報酬支給額証明書」を添付のうえで、共済組合に提出してください。

休業手当金計算欄

標準報酬月額

$$\text{円} \times \frac{1}{22} =$$

標準報酬日額

円 (A) (10円未満四捨五入)

標準報酬日額

$$\text{円 (A)} \times \frac{50}{100} =$$

給付日額

円 (B) (円未満四捨五入)

給付日額

$$\text{円 (B)} \times \quad \text{日} =$$

支給日数

給付額

円 (C)

給付額

$$\text{円 (C)} -$$

控除額(D)

$$\text{円} =$$

給付決定額

円

報酬との調整

報酬日額

$$\text{円} \times$$

勤務を要する日

$$\text{日} =$$

調整額

円 (D)

休業手当金計算欄

標準報酬月額								標準報酬日額
300,000	円	×	$\frac{1}{22}$	=	13,640	円	(A)	(10円未満四捨五入)

標準報酬日額							給付日額	
13,640	円	(A)	×	$\frac{50}{100}$	=	6,820	円 (B)	(円未満四捨五入)

給付日額							支給日数		給付額
6,820	円	(B)	×	22	日	=	150,040	円	(C)

給付額							控除額(D)		給付決定額
150,040	円	(C)	−	0	円	=	150,040	円	

報酬との調整

報酬日額							勤務を要する日		調整額
	円	×		日	=			円	(D)

支給期間中に報酬がある場合、調整が必要となります。